

評価単位について引き続き検討が必要な化学物質について (案)

今回の評価に向けた作業において、一般化学物質の届出データを精査したところ、次の化学物質については、届出された官報公示整理番号（MITI 番号）や CAS 番号のまま評価するのは適当ではなく、適切な評価単位について引き続き検討が必要なケースがあることが判明した。

○石油留分から製造される化学物質の一部（炭化水素系溶剤、潤滑油基油など）

○天然脂肪酸などから製造される化学物質の一部（界面活性剤など）

○一部の高分子化合物（ポリアルキレンポリエーテルなど）

○その他多数の成分の混合物であるもの

（※）暴露クラス 1～3 で約 140 物質。（資料 2-2 参照。石油留分等、およびポリアルキレンポリエーテル類等を例示した）

これらの化学物質は、多数の成分の混合物として製造・輸入・販売されており、また、一定の化学物質の集まりとして名称や番号（MITI 番号、CAS 番号）が付与されている。そのため、同じ名称や番号であっても、製造事業者及び製品によって、その化学構造及び混合比が異なっている場合がある。

また、これらの化学物質には、複数の CAS 番号が重複・包含関係にある場合があり、異なる CAS 番号で届け出られた化学物質がほぼ同じ構造・組成を有している場合もある。

加えて、有害性情報についても、文献等の有害性情報の被験物質が同じ CAS 番号であっても、構造や組成に違いがある場合など、そのまま適用できるかどうか精査が必要な場合も多い。

そのため、これらの化学物質については、必ずしも届出された MITI 番号や CAS 番号のまま評価するのではなく、適切な評価単位について引き続き検討を行うこととする。

なお、適当な評価単位の検討にあたっては、我が国で製造・輸入・販売されているものの構造・組成や、既存の有害性情報の被験物質、海外における検討の状況などを考慮することが必要であると考えられる。

（注）

これらの化学物質は UVCBs と呼ばれ、OECD においても評価単位について検討が進められている。

UVCBs・・・Substances of Unknown or Variable composition, Complex reaction products or Biological materials（組成が不明または不定の物質、複雑な反応生成物及び生体物質）